

京都市美術館美術品適正購入会議開催要綱

平成25年11月15日
文化芸術担当局長決定

(趣旨)

第1条 京都市美術館において、美術の研究及び普及の資料として所蔵しようとする美術品（美術工芸品を含む。以下同じ。）の適正購入について、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、京都市美術館美術品適正購入会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、若干人とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、依頼の日から依頼日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(招集)

第4条 会議は、必要の都度美術館長が招集する。

(会議)

第5条 委員は、市長の依頼を受け、重要な美術品の購入に関し、意見を述べるものとする。

2 会議に関する庶務は、京都市美術館において行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、美術館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 美術品購入審査委員会会議運営要綱は、廃止する。